

三川町 災害廃棄物処理計画

令和5年3月

目 次

第 1 章 計画の目的	1
第 2 章 基本的な事項	1
1. 計画の位置付け	1
2. 対象とする災害	2
3. 対象となる災害廃棄物	5
4. 災害廃棄物発生量の推計	6
5. 一般廃棄物処理施設等の状況	6
6. 災害廃棄物処理の基本方針	7
第 3 章 組織体制	8
1. 組織・体制	8
2. 情報収集及び連絡体制	9
3. 関係機関との連携	9
第 4 章 災害廃棄物処理	10
1. 発生量・処理可能量	10
2. 処理スケジュール	11
3. 処理フロー	11
4. 収集運搬計画	12
5. 仮置場の設置等	13
6. 処理方法	14
7. 最終処分	15
8. 広域処理	15
9. 処理困難物への対応	15
10. 思い出の品等への対応	17
第 5 章 その他	19
1. 環境対策	19
2. 損壊家屋の解体・撤去	19
3. 県への事務委託	20
4. 人材の育成・確保	20

第1章 計画の目的

本計画は、東日本大震災、阪神・淡路大震災を始めとする災害の経験を教訓に、三川町地域防災計画に基づき、災害によって発生する廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）等の処理に係る予防措置、緊急時の対応、復旧時の対応について具体的に定め、今後起こりうる災害に予め備えるものである。

第2章 基本的な事項

1. 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定するものであり、「山形県災害廃棄物処理計画」を参考とし、三川町地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示した。

三川町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

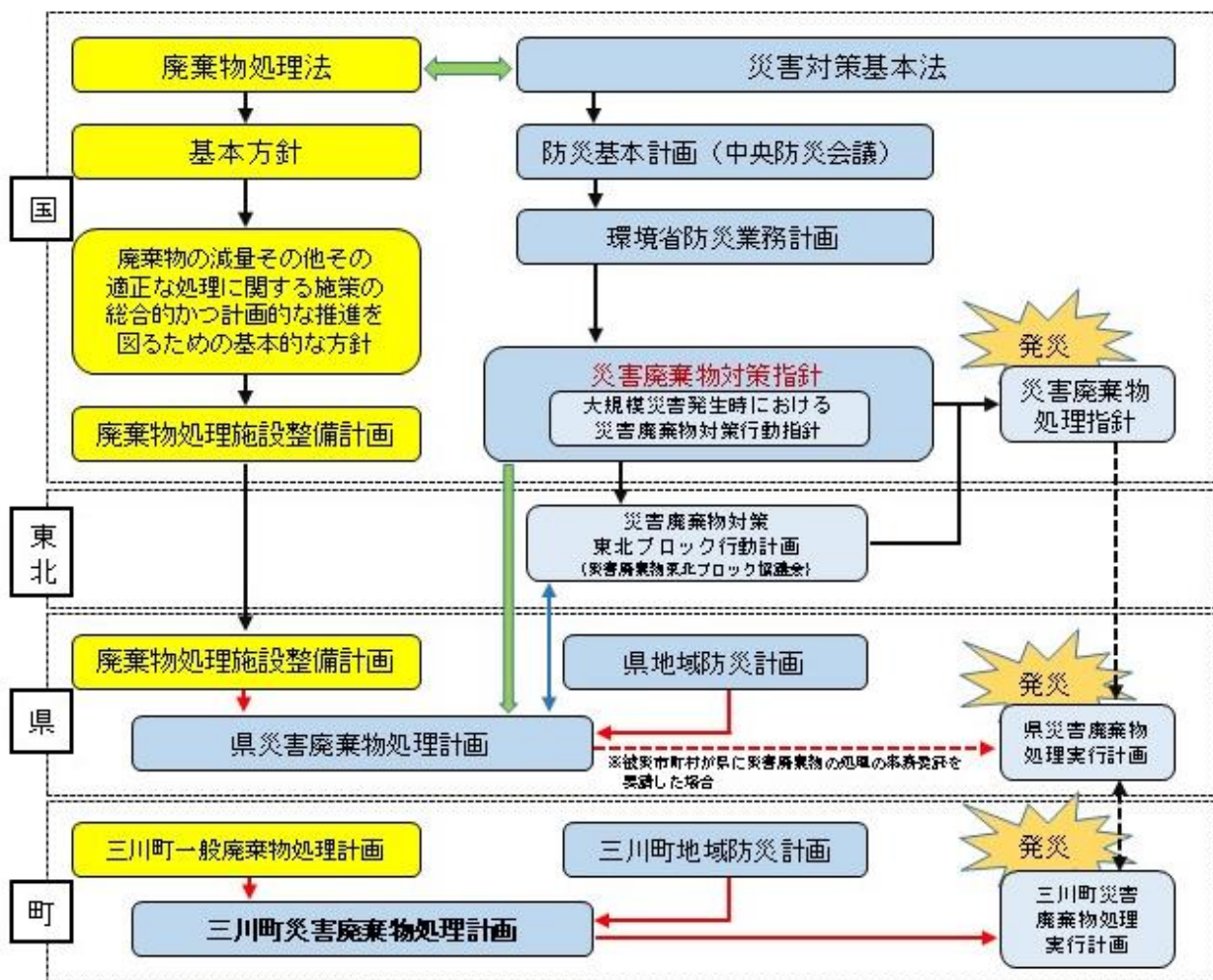


図 2-1 本計画の位置づけ

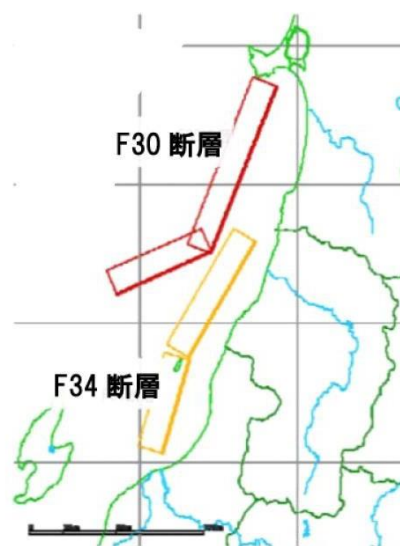
2. 対象とする災害

本計画において対象とする災害は、山形県が平成30年3月に策定した「山形県災害廃棄物処理計画」（以下、「県計画」という。）に示された災害と、三川町が平成31年3月に作成した「三川町洪水ハザードマップ」において想定する災害とする。

表 2-2-1 山形県災害廃棄物処理計画の対象災害

種別	想定地震等	規模	想定被害または被害状況	
			県全域	三川町
地震	庄内平野東縁断層帯地震	マグニチュード 7.5	全壊 10,781棟 半壊 23,618棟	全壊 227棟 半壊 502棟
	新庄盆地断層帯地震	マグニチュード 7.0	全壊 1,295棟 半壊 5,342棟	全壊 0棟 半壊 12棟
	山形盆地断層帯地震	マグニチュード 7.8	全壊 34,792棟 半壊 54,397棟	全壊 15棟 半壊 75棟
	長井盆地西縁断層帯地震	マグニチュード 7.7	全壊 22,475棟 半壊 50,926棟	全壊 0棟 半壊 40棟
津波を伴う地震	F30断層地震	マグニチュード 7.8	全壊 10,290棟 半壊 20,450棟	全壊 66棟 半壊 508棟
	F34断層地震	マグニチュード 7.7	全壊 5,490棟 半壊 19,050棟	全壊 59棟 半壊 488棟
風水害	羽越豪雨 (既往災害: S48. 8. 28-29)	総雨量539mm (小国観測所)	全壊・流失 192棟 半壊 2,011棟 床上浸水 4,130棟 床下浸水 10,149棟	市町村別の 想定なし

※ 県計画においてより被害の大きい冬季のケースを記載した。



出典：
「平成26年度山形県津波浸水想定・被害想定調査業務」
(平成28年3月山形県環境エネルギー部)を一部修正

出典：「山形県地域防災計画」
(平成28年11月 山形県防災会議)

図 2-2 想定地震における想定地震の震源域

表 2-2-2 水害における降雨規模の想定

想定最大規模降雨	赤川流域の12時間総降雨量 303mm 最上川流域の2日間総降雨量 252mm
----------	--

表 2-2-3 水害における被害区分別の家屋棟数

被害区分	棟 数
床下浸水	398棟
床上浸水	1,153棟
半 壊	619棟
全 壊	217棟
合 計	2,387棟

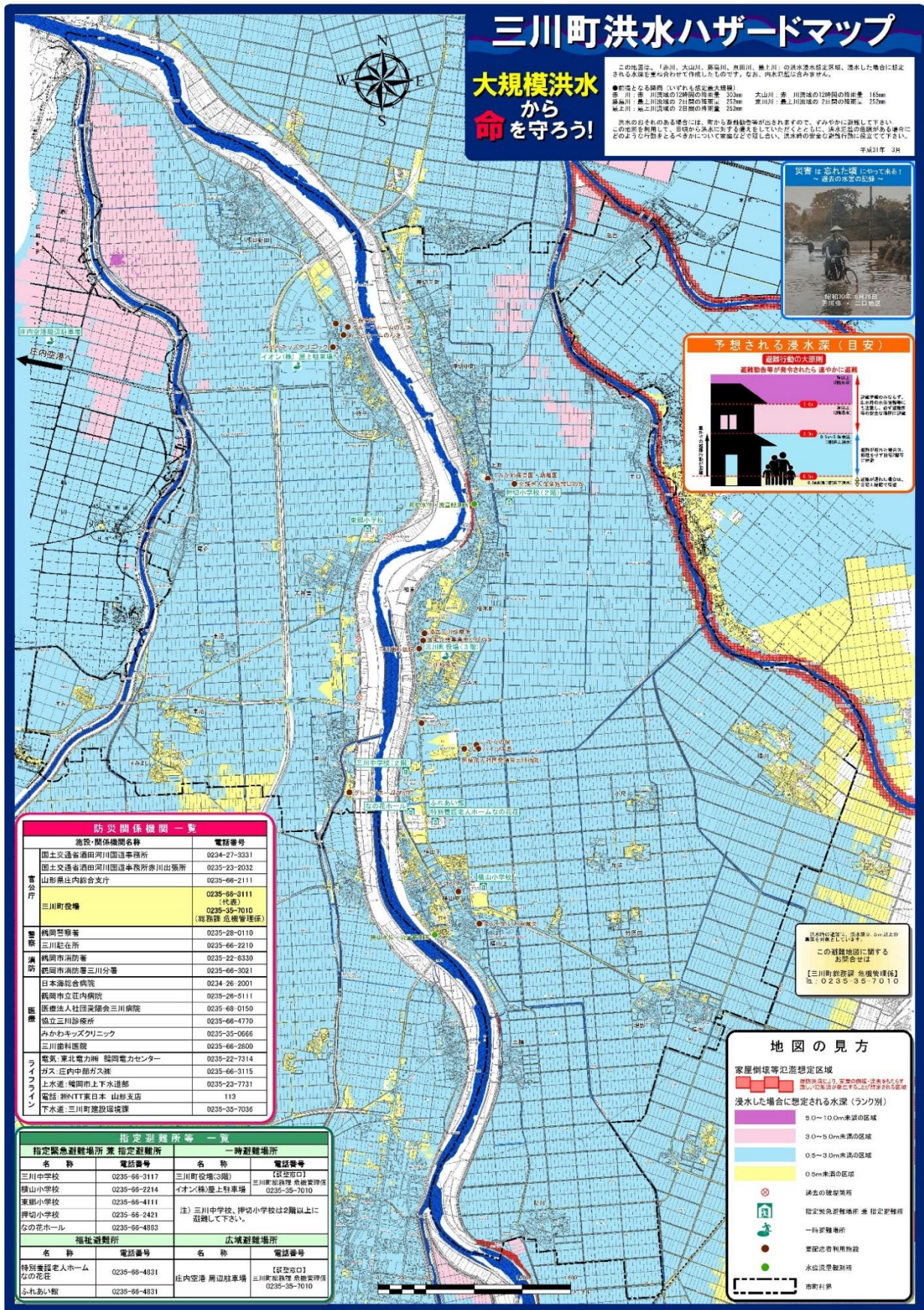


図 2-3 三川町洪水ハザードマップ

3. 対象となる災害廃棄物

災害廃棄物は、自然災害により生じた生活環境の保全上処理が必要とされる廃棄物であり、廃棄物処理法第2条第2項の一般廃棄物に該当する。

本計画において対象とする主な廃棄物は、表2-3-1に示す木くずやコンクリートがら等の災害廃棄物及び生活ごみや避難所ごみ等である。

表 2-3-1 災害時に発生する廃棄物

種 類		内 容
災 害 廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、水害などによる流木等
	コンクリートがら等	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	可燃物	繊維類、紙、細かな木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	畳、被災冷蔵庫等から排出される食品・水産物、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で被災により使用できなくなったもの
	廃自動車	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	有害廃棄物	石綿、PCB（ポリ塩化ビフェニル）、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（木材処理剤）、有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等
	その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物、ピアノ、マットレスなど市町村の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、太陽光パネル等
避難者の 生活に伴う 廃棄物	生活ごみ	被災後に家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ、携帯トイレ等
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ（容器包装や段ボール、衣類が多く排出される等、平時とは異なる廃棄物が排出される）、携帯トイレ等
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿
片付けごみ		住民が自宅の片付けを行った際に排出される廃棄物（主に家具・家財や廃家電等が該当）

- ※ その他、アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品などの「思い出の品」は、別途取り扱う。
- ※ 事業活動に伴う廃棄物等については、原則として事業者責任で処理するものであるが、被災市町村の復興計画や市町村処理計画の中で処理の取り扱いが定められた場合はその限りではない。
- ※ 種類は対策指針に基づいており、今後の対策指針の改定により変更となる場合がある。

4. 災害廃棄物発生量の推計

県計画では、災害廃棄物の発生量が最多となる冬季のケースについて、想定地震別に整理されている。三川町の発生量の内訳は、表 2-4-1のとおりである。

また、水害における災害廃棄物の発生量については、県計画において推計が示されていないことから、平成31年3月に作成した三川町洪水ハザードマップ（関係河川の想定最大規模を重ね合わせて作成）を元に、表 2-4-2 のとおり独自に推計した。

表 2-4-1 地震災害における災害廃棄物発生量

想定地震	発生量
庄内平野東縁断層帯地震	38,105t
新庄盆地断層帯地震	276t
山形盆地断層帯地震	3,480t
長井盆地西縁断層帯地震	920t
F30断層地震	19,464t
F34断層地震	18,077t

表 2-4-2 水害における災害廃棄物発生量

想定水害	発生量
赤川、最上川及び各支流 最大想定規模	45,177t

5. 一般廃棄物処理施設等の状況

三川町の一般廃棄物の処理は、三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約（平成19年鶴岡市告示第75号）に基づきその処理を委託しており、その処理施設は表2-5-1に示すとおりである。

しかし、本町と鶴岡市の地勢上、両市町が同時に被災する可能性が極めて高く、また、庄内平野東縁断層帯地震の想定では、鶴岡市と本町とで合わせて60万トンを超える災害廃棄物の発生が推計されるなど、全ての災害廃棄物を鶴岡市の処理施設で処理することは不可能である。そのため、災害の規模によっては災害廃棄物の処理を同市との規約に基づき委託することは現実的に不可能であることを前提に、災害廃棄物の発生が想定される事態が生じたときは、鶴岡市と同市の処理施設での受け入れについて協議し、その結果を踏まえて県へ広域災害廃棄物の処理について支援を要請すべきか判断するものとする。

表 2-5-1 鶴岡市の一般廃棄物処理施設

施設名称	施設概要	所在地
ごみ焼却施設	80t/日×2 炉	鶴岡市宝田3-13-6
リサイクルプラザ	粗大ごみ8t/日・びん缶15t/日 金属その他10t/日・ペットボトル2t/日 プラスチック製容器包装11t/日 外	鶴岡市水沢字水京68-1
最終処分場	埋立容量133,600m ³ （覆土を含む）	鶴岡市大荒字荒沢前167-2

6. 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理は一般廃棄物に該当するため、処理の主体は三川町が基本となり、以下の方針に基づき実施する。

- ① 災害廃棄物の発生が想定される段階で速やかに鶴岡市へ同市の処理施設での受け入れについて協議し、本町からの受け入れが困難なときは直ちに県へ支援を要請する。
- ② 災害廃棄物の分別を徹底し、円滑な搬出、再生利用と埋立処分量の削減及び費用の縮減を図る。
- ③ 衛生や火災予防等の観点から、優先度の高い廃棄物の処理を迅速に進める。
- ④ 災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、仮置場を迅速かつ適切に設置する。

第3章 組織体制

1. 組織・体制

本町では、災害が発生した場合に被災住民の救助及びその他災害応急業務を円滑かつ迅速に実施するため、三川町地域防災計画において三川町災害対策本部の組織、体制及びその運営について定めている。

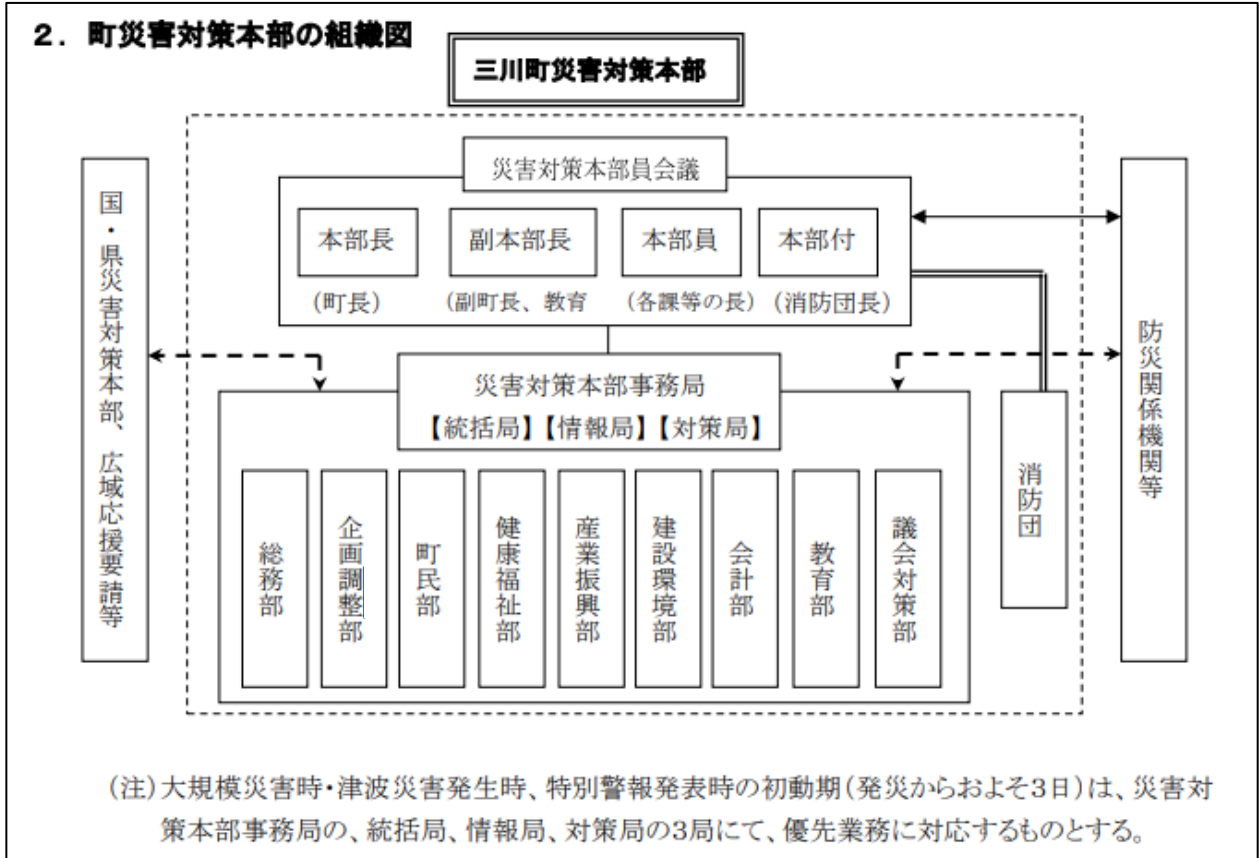


図3-1 三川町災害対策本部の組織（三川町地域防災計画P101より）

【災害対策本部の所掌】

表 3-1-1 三川町災害対策本部事務分掌

部	部長	副部長	班	分 掌 事 務
建設環境部	建設環境課長	部長が指定する者	環境整備班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設、農業集落排水施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること ・ 被災地のごみ、し尿、死亡獣畜等の処理に関すること ・ 災害廃棄物の集積場所の確保に関すること ・ 飲料水の確保及び被災地への飲料水供給に関すること ・ 応急給水箇所の設置及び広報に関すること ・ 所管団体等との連絡調整に関すること ・ その他本部長の指示する事項に関すること

2. 情報収集及び連絡体制

災害廃棄物の発生量、処理の状況、施設の被災状況等を三川町地域防災計画に基づき情報収集する。収集した情報は環境整備班で集約し、一元管理を行う。

表 3-2-1 被災時に収集すべき情報

区 分	情報収集する項目	目 的
災害廃棄物の発生状況	・ 災害廃棄物の種類と量 ・ 支援ニーズ	処理体制の構築支援
一般廃棄物処理施設の被災状況	・ 被災状況 ・ 復旧見通し ・ 支援ニーズ	
収集運搬体制	・ 道路情報 ・ 収集運搬車両の被害状況	
仮置場設置状況	・ 仮置場の位置と規模 ・ 必要資材の調達状況	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	・ 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・ 有害廃棄物の種類と量及び保管状況	生活環境の保全に向けた支援
記録写真	・ 町内の被災状況の写真 ・ 災害廃棄物の収集・運搬・処理状況等を時系列的に記録した写真	災害廃棄物の処理に係る国庫補助事業の申請事務等

3. 関係機関との連携

災害廃棄物の処理は三川町が主体となり行うものであり、鶴岡市との協議を踏まえ必要に応じて県へ広域的な処理を要請する。

なお、災害時の応援協定等については、県内全市町村が参加している「大規模災害発生時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」など、定期的に内容を確認し、適宜見直しを行う。

また、県では、表 3-3-1 のとおり民間事業者団体と協力を締結していることから、これらの協定も活用する。

表 3-3-1 山形県が民間事業者団体と締結している災害廃棄物に関する協定

団 体 名	協 定 名
山形県環境整備事業協同組合	災害一般廃棄物の収集運搬協定書
一般社団法人山形県解体工事業協会	地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定
一般社団法人山形県産業資源循環協会	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定
公益社団法人山形県水質保全協会	災害時における廃棄物収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定
一般社団法人山形県計量協会	災害時における環境調査に関する協定

第4章 災害廃棄物処理

1. 発生量・処理可能量

本計画で想定する災害廃棄物の発生量には、県計画において推計した廃棄物量（発生量）のうち最大量である庄内平野東縁断層帯地震の推計量を使用した。

また、水害については、「三川町洪水ハザードマップ」において想定される浸水区域及び浸水深を元に、発生量を独自で種類別に推計した。

表 4-1-1 種類別の災害廃棄物発生量

種類	庄内平野 東縁断層帯地震	水害 (独自推計)
可燃物	6,859	2,260
不燃物	6,859	36,502
コンクリートがら	19,815	5,015
金属くず	2,515	316
柱角材	2,058	1,084
合計	38,105	45,177

(単位：t)

なお、災害発生時には、発災後速やかに建物の被害棟数や水害等の浸水範囲を把握し、収集した情報を基に発生量を予測するものとする。

災害廃棄物の発生量の推計は、災害情報、被害情報、発生原単位を適切に更新することにより、段階に応じてその精度を高め管理していく必要がある。

$$\text{発生量} = \text{災害情報} \times \text{被害情報} \times \text{発生原単位}$$

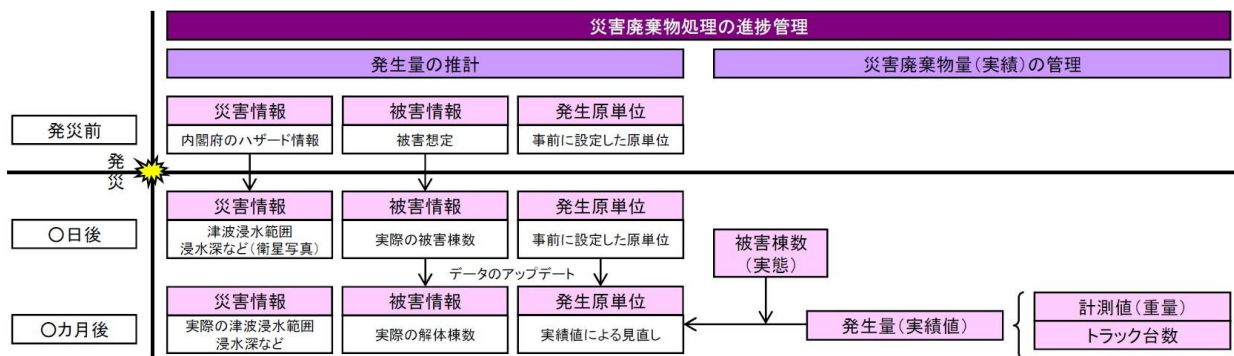


図 4-1 発生量の推計方法 (例)

2. 処理スケジュール

想定される発生量と処理施設の処理可能量等から、最長3年を目途に処理スケジュールを定める。

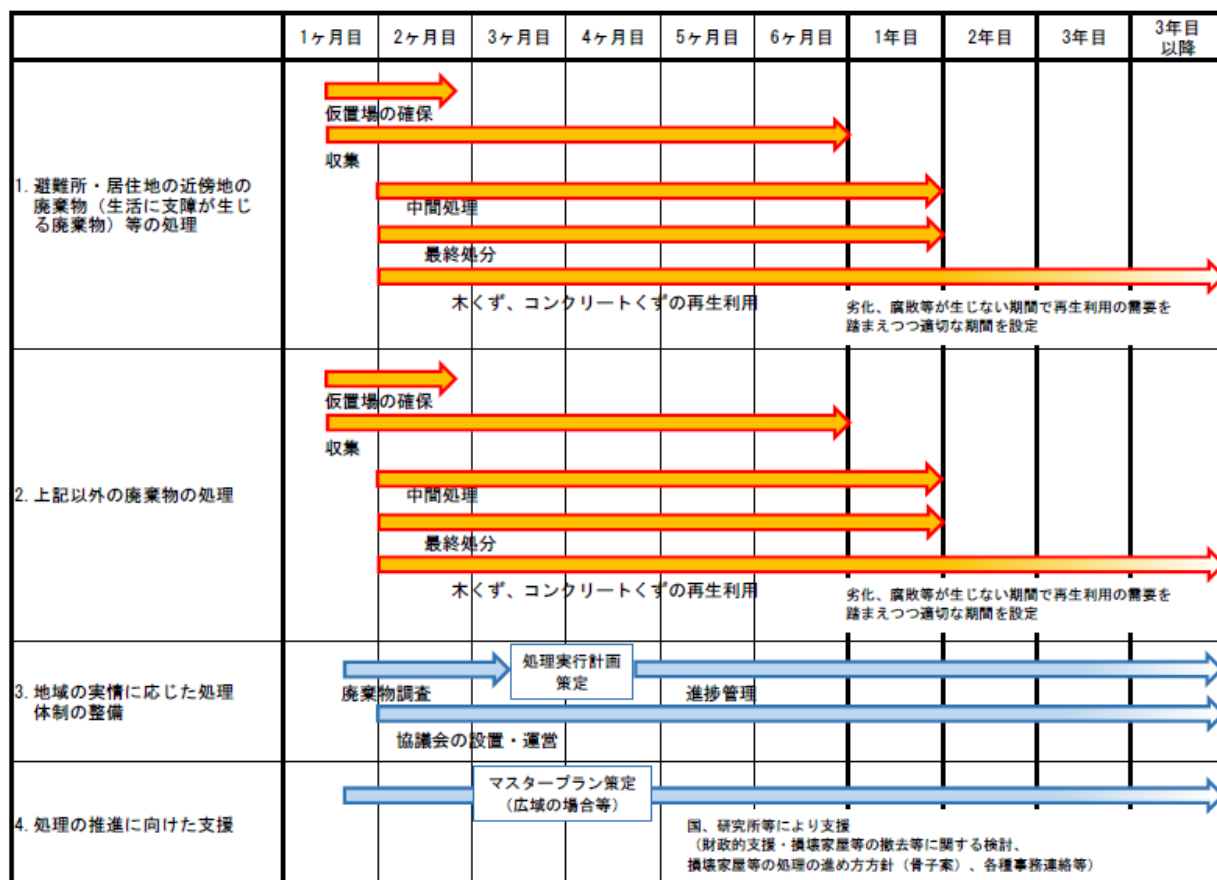


図 4-2 災害廃棄物処理スケジュール

3. 処理フロー

災害廃棄物処理フローは、災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法とその量を一連の流れで示したものであり、処理方針を検討するために作成するものである。

災害廃棄物の分別過程においてリサイクルが困難な可燃物、不燃物の量を推計し、焼却処分や最終処分の方法を検討する。

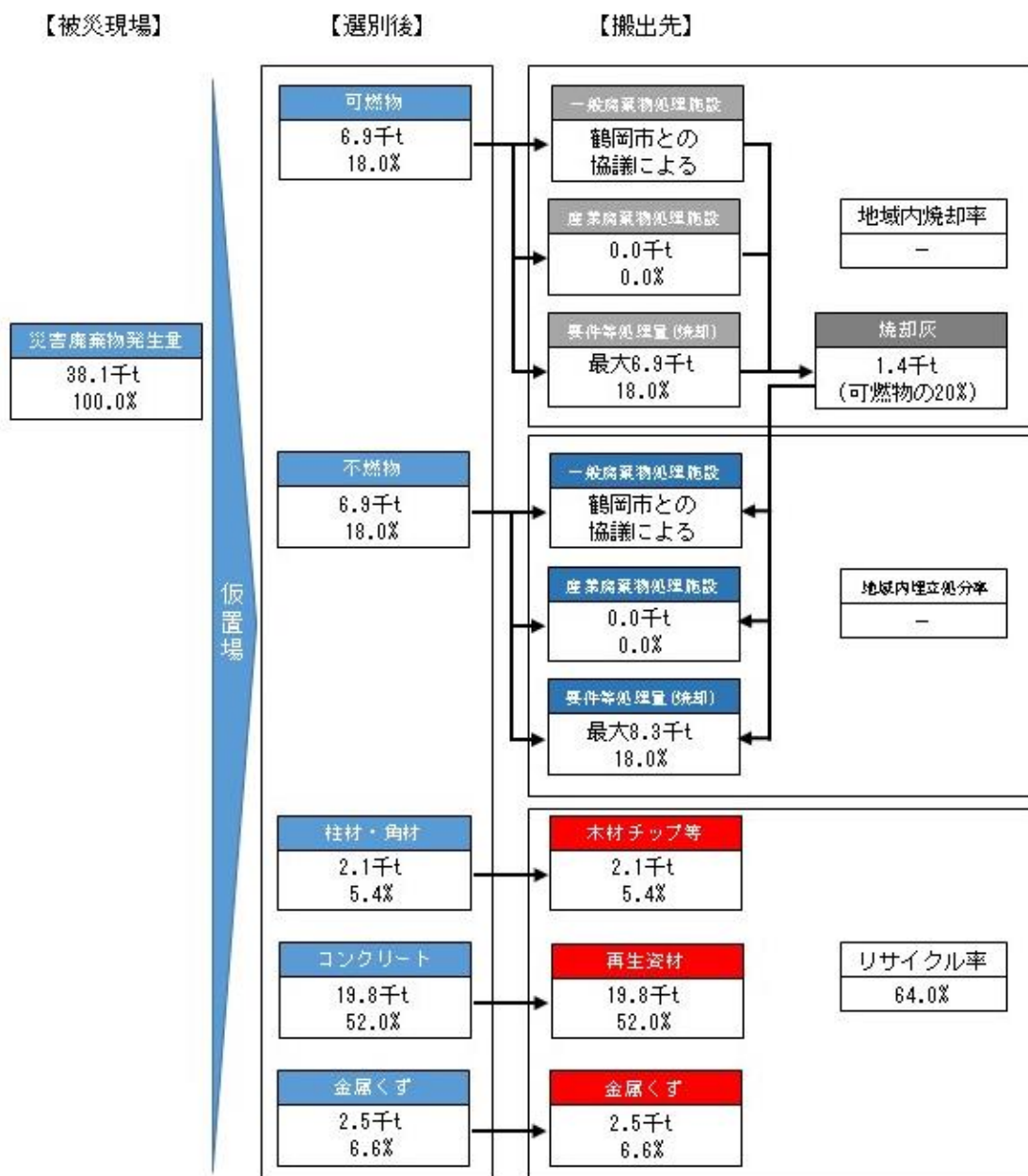


図4-3 広域災害(庄内平野東縁断層帯地震)の場合の処理フロー(県計画)

4. 収集運搬計画

災害廃棄物を複数の仮置場から集めて処理施設まで運搬する車両の必要台数について県計画に基づき推計した結果、以下のとおりとなる。

表 4-4-1 処理主体別収集運搬車両の必要台数

被害想定	合計	処理主体別				
		可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材
庄内平野東縁断層帯地震	12	2	2	6	1	1

必要台数 = 災害廃棄物発生量(t) / 3,360t…4t/台 × 1往復/日 × 280日/年 × 3年

- ・搬出先は、片道200km圏内(県内、秋田県、宮城県、新潟県)を想定
- ・運搬車両は民間輸送業者への委託、災害時支援協定による車両貸借を想定

収集運搬には、以下の点に留意する。

表4-4-2 収集運搬体制の整備にあたっての検討事項

項 目	検 討 事 項
収集運搬車両の位置付け	・ 地域防災計画の中に緊急車両として位置付ける。
優先的に回収する災害廃棄物	・ 有害廃棄物・危険物を優先回収する。 ・ 冬季は着火剤などが多く発生することが想定され、混合状態となると爆発や火災等の事故が懸念されるため、これらのものが発見された際は優先的に回収する。 ・ 夏季は上記に加え、腐敗性廃棄物についても優先回収する。
収集方法	・ ゴミに関する情報は、町内会を通じたチラシ配布、防災行政無線、SNS等を活用した広報により周知を図る。 ・ 生活ごみはステーション収集とし、災害ごみは仮置場での収集を徹底する。 ・ 個人で仮置場への搬入が困難な者に対する支援策をあらかじめ検討しておく。（災害ボランティアによる搬入を想定し、運搬車両を確保しておく、など） ・ 仮置場周辺での渋滞対策をあらかじめ検討しておく。 ・ 仮置場から処理施設までの運搬経路及び運搬方法については、道路状況、運搬を委託する事業者等からの情報を元に、より経済的かつ効率的な方法を選定する。
収集運搬時間	・ 地域住民の生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬時間についても検討する
必要資機材 (重機・収集運搬車両など)	・ 水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要となる。収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。
住民への周知	・ ゴミに関する情報は、町内会を通じたチラシ配布、防災行政無線、SNS等を活用した広報により周知を図る。
その他	・ 収集運搬車両からの落下物防止策などを検討する。

5. 仮置場の設置等

発災直後に速やかに設置する必要があるため、平常時において仮置場候補地をあらかじめ選定しておくことが重要であり、本町では表4-5-1に示す箇所を候補地とする。

なお、災害の規模により必要とされる仮置場の条件が異なることから、今後表4-5-1に示す箇所以外の仮置場候補地を確保しておくことが必要である。

また、近隣市町と仮置場の開設期間、受入品目が異なる場合に、他の市町村の住民の持ち込みや住民からの問合せが多くなることが想定される。したがって、できる限り近隣市町と災害廃棄物の受け入れに関する方針を共通にすることとする。方針を共通にすることが難しい場合は、様々な広報手段を活用し住民への周知を徹底する。

仮置場の開設に当たっては、管理する人員（仮置場の全体管理、車両案内、荷降ろし、分別の手伝い、夜間の警備（不法投棄、盗難防止）等）や資機材（廃棄物の下に敷くシート（鉄板）、粗選別等に用いる重機、仮置場の周辺を囲むフェンス、飛散防止のためのネット、分別区分を示す立て看板、害虫発生防止のための薬剤等）が必要となることから、必要となる資機材の種類と量、仮置場の管理・指導の担い手の確保について検討する。

また、仮置場を開設時には、町内会と連携しながら、住民へ周知する仮置場の運用ルールやボランティアについて、役割を決め、運用ルールを検討する。

表4-5-1 仮置場候補地

施設名称	所在地	敷地面積	特記事項
町民グラウンド	横山字堤105-5	21,875㎡	夜間照明設備あり
袖東公園	横山字袖東6-1	8,926㎡	
横川農村公園	横川字家岸80-1	2,100㎡	
成田新田農村公園	成田新田字内島野217-2外	1,414㎡	
沖堰排水機場敷地	東沼字鷹野西18-8外	1,538㎡	



図4-4 町民グラウンドのレイアウト案

表4-5-2 仮置場の必要面積

想定災害	災害廃棄物発生量		仮置場の必要面積
庄内平野東縁断層帯地震	38,105 t	42,738㎡	17,095 ㎡
赤川、最上川及び各支流 最大想定規模の水害	45,177 t	44,473㎡	17,789 ㎡

6. 処理方法

災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を削減し、処理期間の短縮などに有効

であるため、あらかじめ検討した処理フローに基づき、廃棄物ごとに県計画及び対策指針にある留意点に配慮し、処理と再生利用、処分の手順を定める。災害時には、様々な種類の災害廃棄物が発生することから、平常時に処理可能な事業者を検討する。

また、復旧時の公共事業等において、優先的に再生利用製品を使用するよう担当部署と調整を図る。その際、再生利用製品が使用されるまでの間の保管場所（処理施設の保管場所、資材置場等）を確保する。

7. 最終処分

処理の基本方針に従い最終処分量を最少化するため、災害廃棄物の資源化及び減量化を最大限促進する。

資源化や焼却ができない災害廃棄物については、鶴岡市の一般廃棄物最終処分場への搬入について協議を行う。また、併せて民間の産業廃棄物最終処分業者への搬入についても調整を行う。なお、最終処分場の確保が困難なときは、県へ支援を要請する。

8. 広域処理

地区内の一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設を最大限に利用するが、発災後の被害状況から、処理期間が長い、または施設の能力が不足して、復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分を検討する。

広域的な処理が必要な場合は、県関係市町村と調整する。

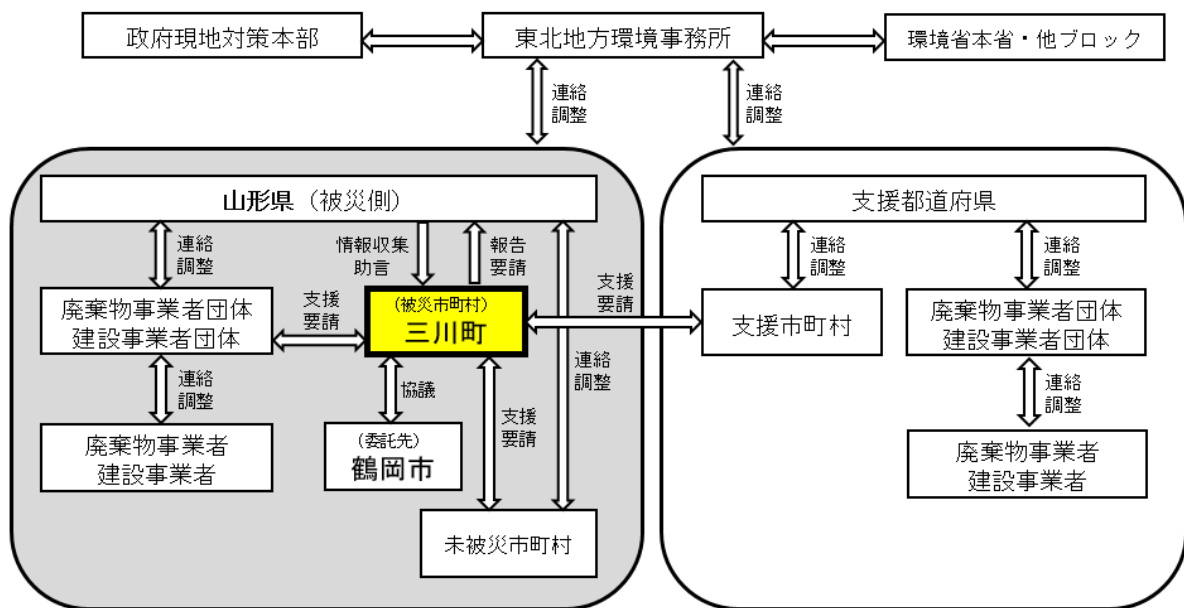


図 4-5 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制の概念図

9. 処理困難物への対応

三川町で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ県、鶴岡市及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定める。

有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対策を定める。

表4-9-1 町内で発生する可能性のある処理困難物とそれらへの対応方針

処理困難物	概 要	対応方針
①廃自動車	水害による流出や道路や建物等の破壊により発生する。所有権の扱いや保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	自動車リサイクル法に則り処理する。車両の撤去・移動や所有者の引き取りの意思確認、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）に引き渡すまでの仮置場での保管を行う。
②畳	水害による浸水や家屋解体等に伴い発生する。浸水した場合の腐敗対策や保管場所、処分先の確保において困難を伴う。	焼却炉の条件に応じて前処理を行い、焼却処理する。保管中の腐敗対策、火災に留意する。
③流木	水害による斜面崩壊による土砂災害などに伴い発生する。重量物であり、根系に多量に土砂が付着することがあり、取り扱いや保管場所の確保に困難を伴う。	根系に付着した土砂はふるい選別等により可能な限り除去する。木材部分は、柱角材として再利用するが、木材の保存状態に応じてチップ化や、焼却処理を行う。
④廃タイヤ	水害で流出した自動車や自動車修理工場やタイヤ販売店からの流出に伴い発生する。中空構造により嵩張り、保管場所確保に困難を伴う。また、一度燃えはじめると消火困難である。	廃タイヤのリサイクル事業者へ引き渡すが、汚れの状態等に応じて洗浄等の措置を行い、リサイクル事業者の受入れ条件に合わせる。自動車についているタイヤは廃自動車と同じルートで処理する。
⑤石膏ボード	建物の倒壊、解体により発生する。水濡れにより再生不可能となるため、保管に注意を要する。また、カドミウム、ヒ素、アスベストを含有する製品もあり、取り扱いに注意を要する。	管理型最終処分場へ処分するが、アスベスト等有害物質を含有する場合、適正な措置を施したうえで処分する。
⑥消防法で定める危険物	消防法で定められた、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合に火災を拡大する危険性が大きい、③火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品	最終的には、専門業者への処理を委託するが、物質の種類に応じて、火災防止策に留意して管理する。
⑦高圧ガス容器	水害による流出や建物の倒壊によりLP ガス等の高圧ガスを封入したガス容器が発生する。ガス容器は内部温度上昇による爆発の可能性があるため、取り扱いに注意を要する。	最終的には、専門業者への処理を委託するが、ボンベの内容物の確認、運搬時の衝撃防止、火気の忌避などに留意して管理する。
⑧収穫米	米貯蔵施設の浸水に伴い発生する。腐敗性が強く、公衆衛生の確保のため対応を優先する必要がある。	焼却処理、埋立処分等を行う。
⑨飼料・肥料	農家等の農業・畜産資材倉庫の解体や浸水等に伴い発生する。悪臭、虫の発生など、生活環境保全の支障が生じるおそれがあるため、取り扱いに注意を要する。	最終的には焼却処理、埋立処分等を行うが、可能な限りフレコンバック等に袋詰めを実施する。
⑩農機具類	農家等の農業資材倉庫の解体や浸水等に伴い発生する。保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	最終的には、専門業者への引取を委託するが、燃料やバッテリーを取り出して保管する。
⑪石油ストーブ	家屋解体や津波や水害による流出等に伴い発生する。保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	平時の処理ルートを活用して、粗大ごみとして処理を行うが、燃料タンクと電池を取り外して保管する。

⑫ PCB 廃棄物	発電施設の倒壊、解体により発生する。PCBは周辺環境の汚染や住民の健康被害が懸念されることから対応を優先する必要がある。	最終的には、専門業者への処理を委託するが、PC 廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じ保管する。
⑬太陽光発電設備	建物の倒壊により発生する。太陽光発電設備は、接近又は接触すると感電する恐れがあることから、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	運搬および保管にあたっては、感電防止の他、破損等による怪我の防止や水濡れ防止等必要な対策を講じる。
⑭蓄電池	建物の倒壊や水害による浸水及び流出に伴い発生する。蓄電池は、接近又は接触すると感電する恐れがあることから、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	作業にあたっては、感電防止対策を講じる。
⑮火山灰	火山の噴火により発生する。火山灰は風による飛散や降雨による流出が懸念され、取り扱いに注意を要する。	最終的には、土砂として土捨て場等で処分を行う。保管中は飛散・流出防止等の必要な対策を講じる。

10. 思い出の品等への対応

思い出の品は、所有者等の個人にとっては価値があると認められるアルバムや記念品等のものであり、廃棄物の品目ではないが、被災者への返還するための方法や保管方法の方針を検討する。災害廃棄物の処理において町が撤去を行う際、遺失物法等の関連法令での手続きや対応も確認の上で、事前に取り扱いのルールを検討しておく必要がある。

また、災害廃棄物処理の現場において拾得した貴重品についても警察に届け出る必要があり、事前に必要な書類様式等を備えておくことで円滑な災害廃棄物の対応事務が可能となる。

(1) 回収の対象物および取扱いのながれ

思い出の品等として回収の対象となるものを表 4-10-1 に示し、回収から引渡しまでの取扱いのながれを図 4-5 に示す。

被災家屋の解体・撤去等の際に回収される思い出の品等は、可能な限り集約して別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設ける。思い出の品等に土や泥がついている場合は洗浄・乾燥し、発見場所や品目等の情報がわかる管理リストを作成したうえで市町村が保管・管理する。貴重品については、回収後速やかに遺失物法に則り警察へ届ける。閲覧・引き渡しにあたっては、地方紙や広報誌等で周知し、面会や郵送（本人確認ができる場合）により引き渡しを行う。大規模災害時には、思い出の品等の回収や洗浄等について、ボランティアの協力を得ることを検討する。

なお、東日本大震災では、貴重品を発見した際は透明な袋に入れ、発見日時・発見場所・発見者氏名を記入し、速やかに警察へ届けたという事例や、所有者が明らかでない金庫、猟銃等は速やかに警察に連絡し引取を依頼した事例がある。

表 4-10-1 思い出の品等の回収対象

思い出の品	写真、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、位牌、手帳、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、デジカメ 等
貴重品	財布、通帳、印鑑、有価証券、金券、商品券、古銭、貴金属 等

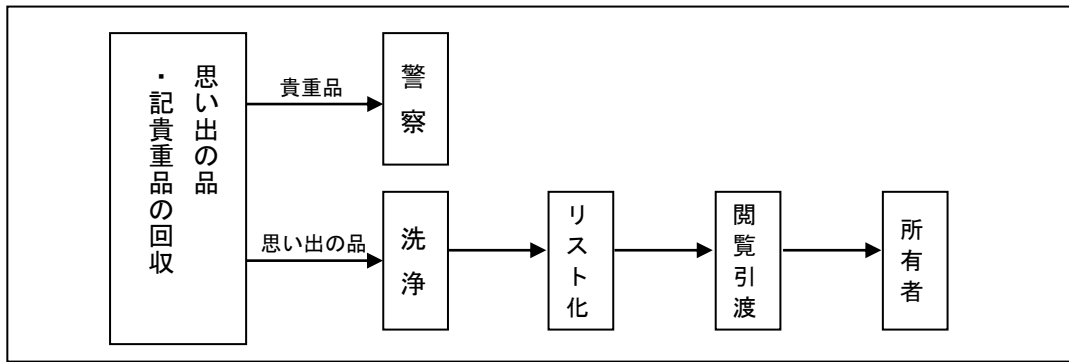


図 4-6 思い出の品及び貴重品の取扱いフロー

出典：災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部【技 1-20-16】

(2) 保管等について

思い出の品の取り扱い方法等について各種の災害記録によれば、町役場、公民館、集会所等を活用して展示や返却会が行われている。甚大災害であった東日本大震災においては、数年にわたり常設展示が継続されているほか、避難中の住民に配慮した出張返却会も開催されている。展示に要する施設の大きさは災害規模に応じて適切な公共施設を検討することとなる。

第5章 その他

1. 環境対策

災害廃棄物の処理にあたっては、迅速な対応が求められるとともに、住民の健康や生活環境の保全に配慮して適正に処理を行う必要があるため、仮置場や損壊家屋等の解体・撤去現場等において実施する県計画及び対策指針に基づいた環境対策をあらかじめ整理する。

表 5-1-1 災害廃棄物処理における環境影響と環境対策

項目	環境影響	対策例（発災時）
大気	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去、仮置場での作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理における飛散 ・災害廃棄物保管における有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路への鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両退出時のタイヤ洗浄 ・収集時や作業時における目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去・解体等処理作業における騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行における騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動タイプの機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に含まれる有害物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

2. 損壊家屋の解体・撤去

発災後、当該災害における損壊家屋等の公費解体の実施については、環境省の通知を元に対応する。

なお、三川町が実施する家屋の解体等にあたっては、以下を考慮する。

- 土木部局等と調整し通行上支障がある災害廃棄物を撤去するとともに、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を決めて実施する。
- 所有権や家屋内部の貴重品、思い出の品等を取り扱うこととなるが、これらの移動や処分について基本的には所有者の承諾が必要となるため、平常時に調整したルール等に基づき適切に対応する。
- 河岸浸食により家屋が流出するなどして家屋の基礎部分のみが残されている場合の一般家屋の基礎撤去等にあたっては、敷地境界が曖昧になるなどの問題が生じるため、所有者の同意書を受領のうえ、所有者、隣接者の立ち会いを求めることが災害時の円滑な基礎撤去作業につながる。

※ 原則として、被災した家屋の解体については、所有者の責任において処理されるものである。

※ 解体撤去の支援について民間事業者団体と協定を締結している。(県が締結している協定を利用)

3. 県への事務委託

三川町は、大規模災害等により行政機能が喪失した場合、地方自治法の規定に基づき、県と災害廃棄物処理の事務委託の範囲を協議したうえで、県へその事務を委託する。この場合、災害廃棄物処理の主体は県となるが、三川町も多くの作業を行う。

なお、事務委託に当たっては、委託する三川町及び受託する県双方の議会の議決が必要となるため事務委託するかどうかは迅速に判断する必要がある。

※ 災害廃棄物の処理については、環境省が所轄する災害等廃棄物処理事業国庫補助金が適用されるが、補助金申請及び補助金交付は、被災市町村が国に申請して行われるため、速やかに補助金申請手続きを行う必要がある。

4. 人材の育成・確保

災害廃棄物対策のための人材の育成・確保について、以下の内容に取り組む。

- 災害廃棄物計画の策定・改定を通じて人材の育成を図るとともに、それぞれの災害廃棄物処理計画の記載内容について、平常時から職員に周知し、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育を継続的に行う。
- 個別の業務マニュアルを作成するなどし、計画で定めた一般廃棄物処理施設における災害時の分別及び仮施設設置等に係る対応や仮置場の設置、運営及び管理方法について確認・対応力を向上させるため、ワーキンググループによる検討や図上訓練等を実施する。
- 被災状況を踏まえ、住民の生活環境の保全に最大限配慮しつつ、優先順位をつけて業務が進められるよう、研修会や訓練を行う。
- 災害廃棄物の処理については廃棄物の知識が必要なことから、廃棄物処理の実務経験者や廃棄物行政経験者のリストアップを行う。
- 平常時から環境部局の経験者等や廃棄物処理に携わった職員が退職したときは、災害発生時の協力を依頼するなど、人材を確保する。
- 大規模災害時に退職者やボランティアが迅速に災害廃棄物の処理に関われるよう、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法などを迅速に説明できる体制を整える。
- 国、県、他市町村、その他関係団体等が開催する災害廃棄物対策に関する研修会へ積極的に参加する。